

議案第 99 号

多可町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

多可町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 25 年 12 月 5 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町水道事業給水条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町水道事業給水条例（平成17年多可町条例第183号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「10円未満の」を「1円未満の」に改める。

第28条第1項中「合計金額」の次に「に消費税等相当額を加えた額」を加え、「10円未満の」を「1円未満の」に改め、同項第1号の表中「

13mm	10m ³ まで	2,100円	157.5円
20mm	20m ³ まで	4,200円	
25mm	30m ³ まで	6,300円	
40mm以下	70m ³ まで	14,700円	
75mm以下	200m ³ まで	42,000円	
100mm以下	300m ³ まで	63,000円	
臨時用	1 m ³	420円	

」を「

13mm	10m ³ まで	2,000円	150円
20mm	20m ³ まで	4,000円	
25mm	30m ³ まで	6,000円	
40mm以下	70m ³ まで	14,000円	
75mm以下	200m ³ まで	40,000円	
100mm以下	300m ³ まで	60,000円	
臨時用	1 m ³	400円	

」に改め、同項第2号の表中「

13mm	10m ³ まで	2,100円	210円
20mm	20m ³ まで	4,200円	
25mm	30m ³ まで	6,300円	
40mm以下	70m ³ まで	14,700円	
75mm以下	200m ³ まで	42,000円	
100mm以下	300m ³ まで	63,000円	

臨時用	1 m ³	420円
-----	------------------	------

」を「

13mm	10m ³ まで	2,000円	150円
20mm	20m ³ まで	4,000円	
25mm	30m ³ まで	6,000円	
40mm以下	70m ³ まで	14,000円	
75mm以下	200m ³ まで	40,000円	
100mm以下	300m ³ まで	60,000円	
臨時用	1 m ³	400円	

」に改める。

第31条第1項中「次により算出した額」を「1か月として算定した金額」に改め、同項各号を削る。

別表に次のように加える。

閉栓手数料	1回につき	1,000円
-------	-------	--------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(料金の消費税に関する経過措置)

2 改正後の第28条にかかわらず、施行日前から継続している上水道の使用で、施行日から平成26年5月の定例日により料金の支払を受ける権利の確定するものについては、なお従前の例による。

多可町水道事業給水条例の新旧対照表

現 行	改 正																				
<p>(定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に、同法の規定による税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に、同法の規定による税率を乗じて得た金額の合計額（その金額に<u>10円未満</u>の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）をいう。</p> <p>(料金)</p> <p>第28条 料金は、次のそれぞれの表のとおり算定した合計金額（その金額に<u>10円未満</u>の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>(1) 上水道の料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">メーターの口径</th> <th colspan="2" style="width: 60%;">料金</th> <th rowspan="2" style="width: 25%;">超過料金 1 m³につき</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">基本料金（1か月につき） 水量</th> <th style="width: 30%;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	メーターの口径	料金		超過料金 1 m ³ につき	基本料金（1か月につき） 水量	料金					<p>(定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に、同法の規定による税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に、同法の規定による税率を乗じて得た金額の合計額（その金額に<u>1円未満</u>の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）をいう。</p> <p>(料金)</p> <p>第28条 料金は、次のそれぞれの表のとおり算定した合計金額に<u>消費税等相当額を加えた額</u>（その金額に<u>1円未満</u>の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>(1) 上水道の料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">メーターの口径</th> <th colspan="2" style="width: 60%;">料金</th> <th rowspan="2" style="width: 25%;">超過料金 1 m³につき</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">基本料金（1か月につき） 水量</th> <th style="width: 30%;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	メーターの口径	料金		超過料金 1 m ³ につき	基本料金（1か月につき） 水量	料金				
メーターの口径		料金			超過料金 1 m ³ につき																
	基本料金（1か月につき） 水量	料金																			
メーターの口径	料金		超過料金 1 m ³ につき																		
	基本料金（1か月につき） 水量	料金																			

現		行		157.5円
13mm	10m ³ まで	<u>2,100円</u>		
20mm	20m ³ まで	<u>4,200円</u>		
25mm	30m ³ まで	<u>6,300円</u>		
40mm以下	70m ³ まで	<u>14,700円</u>		
75mm以下	200m ³ まで	<u>42,000円</u>		
100mm以下	300m ³ まで	<u>63,000円</u>		
臨時用	1 m ³	<u>420円</u>		

(2) 簡易水道の料金

料金の メーターの口径	基本料金 (1 か月につき)		超過料金 1 m ³ につき
	水量	料金	
13mm	10m ³ まで	<u>2,100円</u>	210円
20mm	20m ³ まで	<u>4,200円</u>	
25mm	30m ³ まで	<u>6,300円</u>	
40mm以下	70m ³ まで	<u>14,700円</u>	
75mm以下	200m ³ まで	<u>42,000円</u>	
100mm以下	300m ³ まで	<u>63,000円</u>	
臨時用	1 m ³	<u>420円</u>	

2・3 (略)

改		正		150円
13mm	10m ³ まで	<u>2,000円</u>		
20mm	20m ³ まで	<u>4,000円</u>		
25mm	30m ³ まで	<u>6,000円</u>		
40mm以下	70m ³ まで	<u>14,000円</u>		
75mm以下	200m ³ まで	<u>40,000円</u>		
100mm以下	300m ³ まで	<u>60,000円</u>		
臨時用	1 m ³	<u>400円</u>		

(2) 簡易水道の料金

料金の メーターの口径	基本料金 (1 か月につき)		超過料金 1 m ³ につき
	水量	料金	
13mm	10m ³ まで	<u>2,000円</u>	150円
20mm	20m ³ まで	<u>4,000円</u>	
25mm	30m ³ まで	<u>6,000円</u>	
40mm以下	70m ³ まで	<u>14,000円</u>	
75mm以下	200m ³ まで	<u>40,000円</u>	
100mm以下	300m ³ まで	<u>60,000円</u>	
臨時用	1 m ³	<u>400円</u>	

2・3 (略)

現 行	改 正																												
<p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第31条 月の中途において、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、<u>次により算出した額に消費税等相当額を加えた額とする。</u></p> <p>(1) <u>使用水量が、基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1</u></p> <p>(2) <u>使用水量が2分の1を超えるときは、1箇月として算定した金額</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (第36条関係)</p> <table border="1" data-bbox="76 906 1081 1082"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>消防演習の立会い手数料</td> <td></td> <td>1回につき</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	(略)				消防演習の立会い手数料		1回につき	500円	<p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第31条 月の中途において、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、<u>1か月として算定した金額に消費税等相当額を加えた額とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (第36条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1133 906 2139 1144"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>消防演習の立会い手数料</td> <td></td> <td>1回につき</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>閉栓手数料</td> <td></td> <td>1回につき</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	(略)				消防演習の立会い手数料		1回につき	500円	閉栓手数料		1回につき	1,000円
種別	区分	単位	金額																										
(略)																													
消防演習の立会い手数料		1回につき	500円																										
種別	区分	単位	金額																										
(略)																													
消防演習の立会い手数料		1回につき	500円																										
閉栓手数料		1回につき	1,000円																										